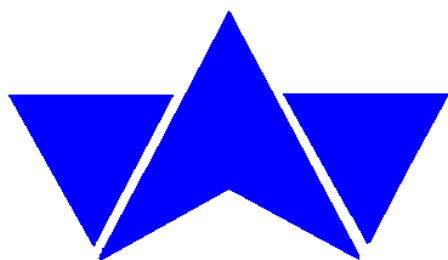


大野城市立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画



令和8年3月
大野城市教育委員会

目次

- 1 計画の趣旨、現状について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 4
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて・・ 12

1 計画の趣旨、現状について

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいを両立するとともに、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けて、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条」に基づき策定するものです。

(2) 計画の対象

本計画の対象は大野城市立学校で勤務する常勤の教職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭等。以下「教職員」）とします。

(3) 本市の現状

- ・本市では、令和5年2月に、市立学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「大野城市教職員の働き方改革取組指針」を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。
- ・取組の結果、令和6年度については、時間外在校等時間（※）が45時間を超える割合が小学校で25.6%、中学校で43.3%となっています。児童生徒への対応や中学校においては部活動指導などの業務の負担が大きくなっており、教職員の業務支援や部活動改革などを図ることによって、教職員の業務に教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが求められます。また、一部の教職員は時間外在校等時間が月80時間を超えていることから、業務の平準化を進めることが必要です。

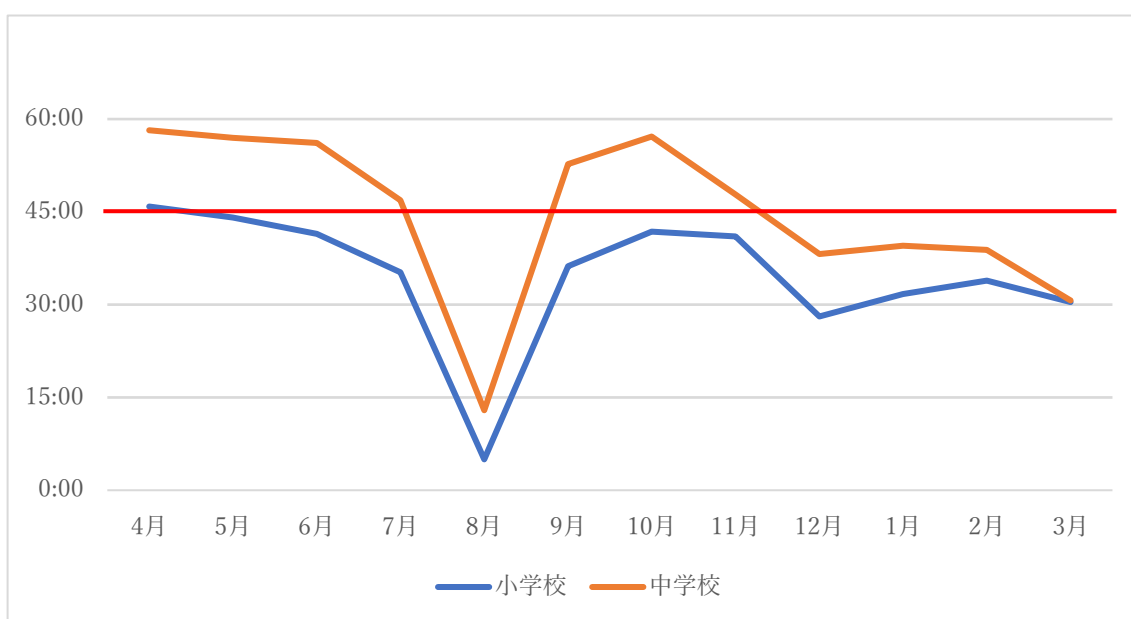
※時間外在校等時間とは、休憩時間を除いた校内に在籍している時間に、職務として行う研修への参加や児童・生徒等の引率などの職務に従事している時間を加えた時間を「在校等時間」とし、その在校等時間から正規の勤務時間（1日：7時間45分）を除いた時間を言います。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

①月平均の時間外在校等時間が45時間を上回る割合

学校種別 \ 時間外在校等時間	月45時間以上	月80時間以上	合計
小学校 (集計人数359人)	25.0% (90人)	0.6% (2人)	25.6% (92人)
中学校 (集計人数194人)	38.1% (74人)	5.2% (10人)	43.3% (84人)

②月ごとの時間外在校等時間（集計対象者の平均）



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間平均
小学校	45:51	44:05	41:27	35:14	4:59	36:12	41:48	41:02	28:04	31:43	33:54	30:25	34:34
中学校	58:11	56:57	56:07	46:51	12:55	52:43	57:10	47:48	38:09	39:32	38:51	30:41	44:40

※8月は夏季休業期間

単位【時間：分】

2 計画の目標

本計画において目指す目標は次のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の超過勤務100時間未満とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 1年間の年次有給休暇の取得に関し、以下の内容を達成する
 - 教職員の年次休暇取得日数を平均で18日以上とする。
【令和6年平均：小学校17日 中学校13日】
 - 教職員の年次休暇取得日数5日未満取得者を0人にする
【令和6年：6人】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする
【令和6年度：14.4%】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※国の指針においては、働き方改革に係る目標を令和11年度までとしていることから本計画を4年計画としています。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画の重点事項として、時間外在校等時間の削減及び働きがいの促進のため、教職員の勤務状況などに関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備など、次の内容に取り組みます。

- (1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
- (2) 学校における措置の推進
- (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえて業務を「学校以外に協力を依頼する業務」「教師以外が積極的に参画する業務」「教師の業務だが、負担軽減を促進する業務」の3つに分類し、合計10項目を本計画に位置づけます。

ア 学校以外に協力を依頼する業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

【継続実施】

- ・市長部局や地域団体と連携し、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

【継続実施】

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察や地域団体が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは必要な場合のみ行います。
- ・児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえたうえで、児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応を行わないこととします。

③保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

【令和8年度実施】

- ・学校と教育委員会が連携した上で、学校が弁護士等の専門家に直接相談等ができる体制を整備することなどにより、当該苦情等に対応できる環境を構築します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

④調査・統計等への回答

【継続実施】

- ・児童生徒の出欠情報や感染症報告のデジタル化を推進します。調査の必要性、内容の重複、頻度、提出期限・時期、様式の簡素化、ICT機器の活用の観点から、関係各課で連携し、調査の見直しを継続的に実施します。
- ・可能な限り様式を電子化し、文書事務の見直しを継続的に実施します。

⑤事務職員の機能強化・学校運営への参画

【継続実施】

- ・共同学校事務室を活用し、学校運営体制の強化を図ります。
- ・事務職員の職務を明確化し、より主体的・積極的に校務運営に参画することを推進します。

⑥ICTの支援とデジタル化

【継続実施】

- ・ICT支援員を各学校に派遣し、業務効率化を図るなど、支援拡充を進めていきます。
- ・校務用コンピュータを無線ネットワークで接続することにより、職員室など特定の場所だけでなく校内の様々な場所で円滑な情報共有を実施します。
- ・校務支援システムを運用していくことで、業務の標準化を進めていき、教職員全体の負担軽減を図ります。
- ・教職員の授業準備や教材研究に係る時間を軽減するために、教材や指導案などの情報提供する指導者用デジタル教科書などのデジタル教材を利用できる環境を整備することで、授業準備の負担軽減を図ります。

⑦ プール授業の民間委託

【令和8年度～令和11年度実施】

- ・ 小学校でのプール授業については外部委託を継続して進め、全校実施を行います。中学校については小学校での委託完了の後、検討を行います。

⑧ 部活動

【令和8年度～令和11年度実施】

- ・ 令和8年度中に、原則、休日全ての部活動の地域展開を実現します。平日の部活動については、教職員の在校時間削減のため、活動時間の見直しを検討します。
- ・ 休養日を、週当たり2日以上設けます。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日）

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑨ 教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）の配置

【継続実施】

- ・ 授業準備や採点作業、学校行事の運営などを補助する教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）を継続的に全校に配置し、また、拡充を検討します。

⑩ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

【継続実施】

- ・ 児童生徒の課題の状況に応じ効果的な支援を行うため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・特別支援教育支援員・学級運営サポートティーチャー・医療的ケア等看護支援員・日本語学習指導支援サポーター・通訳ボランティア等を配置又は派遣し、これらの人材の支援拡充を図るとともに、教職員の連携・協働を促進します。

(1)学校と教師の業務の3分類【概要】

ア 学校以外に協力を依頼する業務

内容	実施予定			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	継続実施			
② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	継続実施			
③ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	調整・実施	継続実施		

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

内容	実施予定			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
④ 調査・統計等への回答	実施(随時見直し)			
⑤ 事務職員の機能強化・学校運営への参画	実施(随時見直し)			
⑥ ICTの支援とデジタル化 ICT支援員の派遣・ネットワーク環境の整備・校務支援システムの運用	実施(随時見直し)			
⑥ ICTの支援とデジタル化 デジタル教材の利用環境の整備	検討・調整・実施			
⑦ プール授業の民間委託	【小学校】調整・実施			【中学校】検討
⑧ 部活動 休日の部活動の在り方を整備する。	実施	継続実施		
⑧ 部活動 平日の部活動の在り方を整備する。	検討・調整・実施			

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

内容	実施予定			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑨ 教員業務支援員(スクールサポートスタッフ)の配置	実施(随時見直し)			
⑩ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応	実施(随時見直し)			

(2) 学校における措置の推進

学校における次の6項目についての措置を推進し、教職員が担う業務の適正化を図ります。

①時制の見直しの検討

【令和8年度～令和11年度実施】

- ・1日当たりの授業時数などの時制について検討を行う組織を設置し、教職員の勤務時間内での教材研究や児童生徒と向き合う時間の確保及び授業の充実などを図るとともに、児童生徒の学校や家庭、地域での生活にも時間的余裕を創出するための適切な時制について検討を行います。

②勤務時間の適正な把握

【継続実施】

- ・各小中学校で導入しているICカードによる勤務管理システムにより、勤務時間を客観的に把握します。
- ・自己の勤務状況を把握することで、勤務時間を意識した働き方を推進します。

③留守番電話機能等の活用

【令和8年度実施】

- ・勤務時間外の留守番電話機能を使用します。また、電話の録音・メッセージ機能を全校に設置します。

④管理職の意識改革

【令和8年度実施】

- ・業務改善に向けたアンケートなどを実施し、超過勤務時間に対する意識付けを行います。
- ・教育委員会は必要に応じて、超過勤務時間について聞き取り、縮減に向けた指導・支援を行います。

⑤事業・研修の見直し

【令和8年度～令和11年度実施】

- ・教職員の負担軽減、事務の効率化などの観点から事業・研修の必要性、内容の重複、頻度、効率性、簡素化、合理化などについて、見直しを継続的に実施します。

⑥学校運営協議会の推進

【継続実施】

- ・学校運営協議会の活性化を図り、学校・家庭・地域の適切な役割分担により、共働して子どもを育てる体制の充実を図ります。

(2)学校における措置の推進【概要】

内容	実施予定			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 時制の見直しの検討	検討・調整・実施			
② 勤務時間の適正な把握	継続実施			
③ 留守番電話機能等の活用	調整・実施	継続実施		
④ 管理職の意識改革	検討・実施	継続実施		
⑤ 事業・研修の見直し	検討・調整・実施			
⑥ 学校運営協議会の推進	継続実施			

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の8項目に取り組みます。

①医師による面接指導

【令和8年度実施】

- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員及びストレスチェックで高ストレスに該当する教職員に医師による面接指導を促します。

②ストレスチェックの実施

【継続実施】

- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果なども活用して職場環境の改善を推進します。

③スクールカウンセラーによるカウンセリング

【継続実施】

- ・教職員の心身の健康を保持するため、希望者に対し、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施します。

④年次休暇等を用いた連続した休暇取得の推進

【継続実施】

- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。

⑤定時退校日の設定

【継続実施】

- ・各小中学校で、学校の実情に応じて、定時退校日を設定します。
- ・定時退校日に退庁時刻が遅くなるなど実施できなかった場合は、別日に振り替えて全教職員が実施できるよう促します。

⑥学校閉庁時刻の設定

【継続実施】

- ・各小中学校で、学校の実情に応じて、学校閉庁時刻を設定します。
- ・学校閉庁時刻内に退庁できるよう、各人がタイムマネジメントの意識を持ち、必要に応じて業務分担を見直すなどの対応策を講じます。

⑦学校閉庁日の設定

【継続実施】

- ・夏季休業期間中、冬季休業期間中に学校閉庁日を設定し、年次休暇取得などの推進を図ります。

⑧時差出勤・在宅勤務の検討

【令和8年度～令和11年度実施】

- ・夏季休業期間中の早出遅出勤務制度を継続し、在宅勤務（テレワーク）の導入について令和8年度中に検討を行い、令和11年度までに実施を目指します。

(3)教職員の健康及び福祉の確保に関する取組【概要】

内容	実施予定			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 医師による面接指導	調整・実施	継続実施		
② ストレスチェックの実施	継続実施			
③ スクールカウンセラーによるカウンセリング	継続実施			
④ 年次休暇等を用いた連続した休暇取得の推進	継続実施			
⑤ 定時退校日の設定	継続実施			
⑥ 学校閉庁時刻の設定	継続実施			
⑦ 学校閉庁日の設定	継続実施			
⑧ 時差出勤・在宅勤務の検討	検討・調整・実施			

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、大野城市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・支援等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援を実施します。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議なども踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- ・教育委員会と学校で課題を明確にし、改善策を検討します。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。

令和8年3月

大野城市教育委員会